令和４年度　第５回　宮城県大規模小売店舗立地専門委員会　会議録要旨

日　　時	令和５年３月３０日（木）午前１０時から午前１１時３０分まで
場　　所	県庁行政庁舎１４階　経済商工観光部会議室（オンライン併用）
出 席 者	資料参加者名簿のとおり

１　開会

事務局

ただいまから、令和４年度第５回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。本日御出席の委員は５名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第４条第２項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、蒔苗委員長に議事進行をお願いいたします。

２　議事

（１）大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

蒔苗委員長

傍聴の方はいらっしゃらないですね。

それでは、お手元の次第にしたがって議事を進めてまいります。まずは、議題の（１）「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」に関して、事務局から説明願います。

事務局

※資料１、資料１－Ａ、資料１－Ｂに基づき説明

蒔苗委員長

説明にありましたとおり、前回の委員会以降、新設の届出が１件、変更の届出が３件ありました。次に審議区分上は「報告事項」となる既存店の変更について、審議対象とするか決めたいと思います。まず、イ「ヤマザワ角田店」についてです。事務局案においては「審議対象」ということですが、ご意見があればお願いします。

本郷委員

審議対象とすること自体はよいと思いますが、仮に飲食棟からの騒音の影響が大きかった場合、この委員会では意見をつけることができないという扱いになるということでしょうか。

事務局

指針上は施設全体の管理としては、小売店舗以外でも環境に配慮することが望ましいという

記載はあるものの、飲食棟については法の対象外という取り扱いとなっており、飲食棟に関する部分については、県として意見を出せる対象にはならないこととなります。

本郷委員
　附帯意見とすることもできないのでしょうか。

事務局
　県の意見としても附帯意見としても述べることはできないため、現状では、口頭で注意を呼び掛けるに留まります。

本郷委員
　わかりました。審議した結果について、設置者に伝わる形になればいいと思うのですが。

蒔苗委員長
　届出上も飲食棟の騒音については考慮されていないということでしょうか。

事務局
　飲食棟については、届出の対象外であるため、騒音については考慮されていません。

蒔苗委員長
　駐車場自体は敷地全体で共有しているということですよね。

事務局
　はい。ただし、夜間については飲食棟のみの営業となるため、夜間の騒音については、駐車場分は考慮されていません。

栗原委員
　審議することに賛成です。今回飲食棟に関して意見を述べることはできないということですが、現状が届出時の図面と異なっているところ、それをさらに変更することについての審議を行うということでよろしいのでしょうか。

事務局
　はい。届出時に建てる予定であった、Ｂ棟とサービス棟を建てなかったこと自体は、届出は不要でございましたが、Ｂ棟とサービス棟用の廃棄物保管施設と駐輪場が設置されなかったことについては、本来であれば届出が必要でした。届出が必要であった事項については、原状回復を求める場合もございますが、Ｂ棟とサービス棟が設置されていない中で廃棄物保管施設等

の設置を改めて求める必要性がないため、現状からの変更について審議事項とさせていただきたいと考えております。

栗原委員
　わかりました。

蒔苗委員長
　そのほかよろしいでしょうか。既設店舗と飲食棟の誘導等交通上の問題も懸念されるので、私も審議したほうがよろしいかと思います。それでは、「ヤマザワ角田店」は審議対象として進めてください。
　次に、ロ「(仮称）ヨークベニマル塩釜店」について次回以降に審議を行うか、もしくは省略するか決めたいと思います。事務局案においては「審議対象」ということですが、ご意見があればお願いします。
　特に意見はないでしょうか。既設店舗の建て替えでその規模も大きいということから、審議対象とするということでよろしいでしょうか。それでは、「(仮称）ヨークベニマル塩釜店」は審議対象として進めてください。

（２）大規模小売店舗立地法に基づく届出について
イ【新設】(仮称）カワチ薬品石巻伊原津店（法第５条第１項）

蒔苗委員長
　それでは次の議題に移ります。議題の（２）大規模小売店舗立地法に基づく届出について、審議を行います。イ「(仮称）カワチ薬品石巻伊原津店」の届出概要について審議を行いますので関係者の参加を認めます。それでは、届出概要について事務局から説明願います。

事務局
　※資料２に基づき説明

蒔苗委員長
　ただいまの説明につきまして質問等がございましたらお願いします。

栗原委員
　こちらの店舗については、右折入出庫は禁止されているのでしょうか。それとも特に制限はないのでしょうか。

設置者
右折入出庫は可能となっております。

栗原委員
入口と出口はそれぞれ分けているようですが、入口から出たり、あるいは出口から入ったりすることはできないようになっているということでしょうか。

設置者
入口専用、出口専用という運用にしておりまして、路面標示や看板等で案内をする計画です。

栗原委員
右折入出庫が可能ということですが、周辺道路状況を考慮して危険ではないという判断をしたということでよろしいでしょうか。

設置者
周辺の交通状況を調査いたしまして、誘導経路として迂回経路の設定ができず、かつ交通容量的に支障がないことが計算上確認できたため、右折入出庫可能という設定をしております。

栗原委員
前面道路の国道は片側一車線のようですが、右折専用レーンの設置はないということでしょうか。

設置者
そのようになります。

栗原委員
交通容量の計算上は問題ないということですよね。

設置者
はい。十分な余裕があります。

栗原委員
わかりました。

蒔苗委員長
今の質問と関連して、前面道路の幅員は何メートルあるのでしょうか。

設置者
　道路の幅員自体は9.7メートルございます。

蒔苗委員長
　右折車がいてもすり抜け可能な車道の幅員はありますか。

設置者
　すり抜けるほどの幅員はありません。右折車がいる場合は、後続車は右折を待っていただく形となります。

蒔苗委員長
　交通容量的には問題なさそうですが、現状では、実際の交通量はそんなに多くないと考えてよろしいのでしょうか。

設置者
　はい。こちらは休日、平日ともに交通量の多い道路ではございません。本題とはそれますが、道路上の他の商業施設においても右折での入出庫を行っている状況となっております。

内田委員
　前面道路の国道については、現況写真を見る限り店舗付近には信号交差点は見当たらないようですが、そのような箇所はないと考えてよろしいのでしょうか。

設置者
　牧山東トンネルから出てきた車両と国道３９８号線が交差する箇所が計画地西側にございまして、そこが直近の信号交差点となり、交通解析を行っております。東側では、漁港付近の道路との丁字路がございまして、そこが直近の信号交差点となりますが、かなり距離があるので、店舗が交差点に影響を与えるものではないと考えています。

内田委員
　わかりました。

小林委員
　来退店経路の設定が難しいということで、右折入出庫を可能としており、現状では交通上問題ないということですが、他の商業施設においても同様の運用を行っているから大丈夫ということではなく、設置者さんの意識的なところで、可能であれば搬入出車両や来客車両に対して右折は避けるような案内していただければよいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

設置者
　同様の出入口の運用を行っている近接の商業施設につきまして、現地確認をいたしましたところ、右折による渋滞等の交通への影響はなかったと記憶しております。また、交通解析の結果から数値的にも問題ない形となっておりますが、安全に気を付けて運用する必要はあると考えておりますので、既存他店で行っているように右折車両への安全確認を促す看板を設置する等の対応を行い、危険が無いように周知していくことにより、届出した形で運用させていただきたいと考えております。

小林委員
　わかりました。よろしくお願いいたします。

蒔苗委員長
　交通管理者や道路管理者との協議は終わっているようですが、特に指摘はなかったということでよろしいのでしょうか。

設置者
　はい。今回の計画で了解をいただいております。

蒔苗委員長
　わかりました。実際に開店後に問題が発生した場合には、適切に対処していただければと思います。

本郷委員
　騒音については、夜間についても測定していただいておりますが、届出にあるように夜間は店舗、駐車場ともに使用しないという認識でよろしいのでしょうか。

設置者
　夜間は使用いたしません。騒音についてはキュービクル等がありますので、夜間も測定いたしました。

本郷委員
　わかりました。

蒔苗委員長
　そのほかよろしいでしょうか。それではこの件については終了いたします。関係者の方は退出願います。

（３）大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

イ【新設】「イエローハット築館店・ＴＳＵＴＡＹＡ築館店・ドコモショップ栗原店・シャトレーゼ築館店」（法第５条第１項）

蒔苗委員長

続きまして、議題（３）大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について、イ「イエローハット築館店・ＴＳＵＴＡＹＡ築館店・ドコモショップ栗原店・シャトレーゼ築館店」の意見案について事務局から説明願います。

事務局

※資料３に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして何か御意見等がございましたらお願いします。設置者側でも前回委員会での意見を踏まえて適切に対応していただいているとのことですが、よろしいでしょうか。それでは、説明のとおり進めてもらうこととします。

ロ【新設】ツルハドラッグ登米豊里店（法第５条第１項）

蒔苗委員長

続きまして、ロ「ツルハドラッグ登米豊里店」の意見案について事務局から説明願います。

事務局

※資料４に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして何かございますか。特によろしいでしょうか。それでは説明のとおり進めてもらうこととします。

ハ【新設】（仮称）ドラッグストアモリ岩沼店（法第５条第１項）

蒔苗委員長

続きまして、ハ「（仮称）ドラッグストアモリ岩沼店」の意見案について事務局から説明願います。

事務局
※資料５に基づき説明

蒔苗委員長
ただいまの説明につきまして何かございますか。特によろしいでしょうか。それでは説明のとおり進めてもらうこととします。

ニ【変更】「イオンタウン矢本」（法第６条第２項）

蒔苗委員長
続きまして、ニ「イオンタウン矢本」の意見案について事務局から説明願います。

事務局
※資料６に基づき説明

蒔苗委員長
ただいまの説明につきまして何かございますか。前回委員会時に議論した内容を基に附帯意見をつけておりますが、特によろしいでしょうか。それでは説明のとおり進めてもらうこととします。

（４）その他

蒔苗委員長
本日の議題については以上です。その他の事項について、事務局から発言願います。

事務局
※次回の日程及び任期について説明

蒔苗委員長
それでは、本日の議題はこれですべて終了いたしました。次回は５月～６月に開催予定ですのでよろしくお願い致します。

３　閉会

事務局
以上で今回の委員会の一切を終了いたします。来年度も引き続きよろしくお願いいたします。